附則第四条第一項の表第二十九条の七第二項第一号イ⑹の項中「支給に要する費用の額」の下に「並びに当該市町村が属する都道府県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を加え、同項の次に次のように加える。

第二十九条の七第二項第一号ロ⑶	法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金	国民健康保険保険給付費等交付金（法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。⑷において同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。⑷において同じ。）に係るものを除く。）

附則第四条第一項の表第二十九条の七第二項第一号ロ⑷の項を次のように改める。

第二十九条の七第二項第一号ロ⑷	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
	繰入金	繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）

附則第四条第一項の表第二十九条の七第三項の項の次に次のように加える。

第二十九条の七第三項第一号イ	部分	部分であつて、当該市町村が属する都道府県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次項第一号において」及び「同号において」を「以下」に改める。

第二条第一項中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して」を「都道府県に対し、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に係る費用について」に、「各市町村」を「各都道府県」に改め、「の各号」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額

ロ　法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額の総額の二分の一に相当する額

第二条第二項中「及び都道府県又は」を「又は都道府県若しくは」に、「全部又は一部」を「全部若しくは一部」に、「ついて、その」を「ついてその」に、「に対する第一項」を「が属する都道府県に対する前項」に、「同項第一号中」を「同項第一号イ中」に、「のように読み替えるもの」を「に掲げる字句」に改め、同項の表療養の給付に要した費用の額の項中「この号」を「このイ」に改め、同表入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用の額の項上欄中「及び入院時生活療養費の支給に要した費用の額」を「、入院時生活療養費」に改め、同表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の項上欄中「の支給に要した費用の額」を削り、同項下欄中「この号」を「このイ」に改め、同表療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の項中「訪問看護療養費、特別療養費」に、「この号」を「このイ」に改め、同表高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の項上欄中「高額療養費」を「移送費、高額療養費」に改め、同項下欄中「調整療養給付費額から」を「移送費の支給に要した費用の額並びに調整療養給付費額から」に改める。

第二条に次の四項を加える。

3　法第七十条第三項の規定により国が都道府県に対し負担する額は、毎年度各都道府県につき、当該年度における当該都道府県に係る高額医療費負担対象額（同項に規定する高額医療費負担対象額をいう。）に四分の一を乗じて得た額に高額医療費負担金前期調整金加算額を合算して得た額（前期高齢者交付金がある場合には、当該額から高額医療費負担金前期調整金減算額を控除して得た額）とする。

4　法第七十条第三項の高額医療費負担対象額は、被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（第二十四条第二項において「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。）第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が八十万円以上であるものの八十万円を超える部分の額の合算額に相当する額の百分の五十九に相当する額とする。

5　第三項の高額医療費負担金前期調整金加算額は、当該年度の前期高齢者納付金の額のうち前項に規定する額について当該都道府県に係る前期高齢者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者であるものをいう。次項において同じ。）の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に四分の一を乗じて得た額とする。

6　第三項の高額医療費負担金前期調整金減算額は、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち第四項に規定する額について当該都道府県に係る前期高齢者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に四分の一を乗じて得た額とする。

第三条第一項中「都道府県知事は、」を「厚生労働大臣は、都道府県又は当該都道府県内の」に、「市町村に」を「都道府県に」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　都道府県知事は、当該都道府県が前項の規定による勧告を受けた場合であつて当該都道府県内の市町村が確保すべき収入を不当に確保していないと認めるときは、当該市町村に対し、相当の期間を定め、当該収入を確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第三条第三項中「市町村」を「都道府県」に改め、「都道府県知事の」を削り、「とき」の下に「、又は当該勧告に従つたにもかかわらず当該都道府県内の市町村が確保すべき収入を確保しなかつたとき」を、「従わなかつたこと」の下に「又は確保しなかつたこと」を加え、「第七十一条」を「第七十一条第一項」に改める。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（調整交付金等）」を付し、同条第二項中「の定める」を「で定める」に、「市町村」を「都道府県」に改め、同項第一号中「イ及びロに」を「次に」に改め、同号ロ中「当該被保険者」を「介護保険第二号被保険者」に改め、同項第二号中「イ及びロに」を「次に」に改め、同号イ中「、入院時食事療養費」を「並びに入院時食事療養費」に改め、同条第三項中「市町村」を「都道府県」に改め、同条第六項中「市町村」を「都道府県」に、「合計額」を「総額」に改め、同条に次の一項を加える。